

1. 利用制限に関する意見と意見に対する今後の対応

施設名	所管部署名	意見番号	意見の内容	現状	今後の対応	左記今後の対応欄が「一部(条件付)対応可」「対応困難」、「別途検討」の場合の理由等	対応開始予定時期	対応状況 実績、今後の展開等を記入
図書館(本館・分館)	図書館	8	システム更新等に伴う休館日数をもう少し短縮できないか。	システム更新(5年ごと)時は、2週間、それ以外の年については、蔵書点検のため3日間休館しています。	全面対応可	次回システム更新時に、仕様書作成時の更新内容と同時に検討を行い、可能な限り休館期間の短縮を行います。	H30年度以降	H32年度予定のシステム更新時には、可能な限り休館期間の短縮を行います。
	図書館	9	子ども連れの場合は2階まで上がるのが大変なので、1階の事務室やBOX等で本の返却ができないか。	1階事務室では、返却の受付はしていません。また、返却BOXは、閉館時のみの利用となっています。	全面対応可	申し出をいただいた場合は、1階事務室での本の返却も可とします。	H29年度当初	申し出をいただいた場合は、1階事務室での本の返却も可としました。
陶芸苑	郷土歴史館	12	講座参加者が市内在住・在勤者に限られているが、他市町村の人も参加できるとよいのではないか。	講座募集にあたり、対象者を市内在住・在住の一般成人としています。	一部(条件付)対応可	市民対象の講座ということで、現在は市内に在住・在勤の方を優先しています。今後、講座の申し込み状況を見ながら、市民の参加に影響の無い範囲で対象を広げていくことを予定しています。	H29年度途中	年間8回開催している講座のうち、3講座については、市外の方も応募して参加することができます。
荒川豊蔵資料館	郷土歴史館	13	現在の閉館日は週末の3日間のみであるが、荒川豊蔵の居宅整備等が進む中で、閉館日を増やしていく必要はないか。	現在の閉館日は、金・土・日及び祝日です。(郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館の閉館日は、火曜日から日曜日です。)	全面対応可	郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館の閉館日と同一にする予定です。	H29年度当初	H29年4月1日より、火曜日から日曜日、祝日を閉館日としています。
公民館	地域振興課	14	利用申請が使用の2日前までとなっているが、公民館窓口の開庁時間内であれば、当日まで利用申請を受け付けてもよいのではないか。	現在は、社会教育法に定める公民館であり、利用目的に制限があります。このため、審査期間が必要との考え方により現行のとおり運用しています。	別途検討	社会教育委員による会議での答申を踏まえ、市の方針・方向性等を決定します。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、使用したい日の2カ月前から2日前までとしていた受付期間を、3カ月前(1)から当日まで(2)と拡大します。 1 各センターで登録を受けた定期利用団体は4カ月前から可能 2 使用申請の受付を行わない日曜・祝日等や市職員の正規勤務時間以外を除く。
	地域振興課	15	利用申請の受付開始は2カ月前からであるが、イベント等には、チラシ作成や集客等に時間を要するため、もう少し前からの受付ができないか。	公民館自主事業の運用を円滑に行うためなどから、一般の貸し出しは2カ月前からとしています。	別途検討	社会教育委員による会議での答申を踏まえ、市の方針・方向性等を決定します。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、社会教育法による使用制限が撤廃されることとなり、社会教育・生涯学習活動の拠点としての役割だけでなく、各地域の皆さんのための施設、地域の課題を解決する拠点としての役割等が期待されます。
	地域振興課	19	社会教育事業だけでなく、政治・経済・宗教も含めたまちづくり事業など、使い方の枠を広げるべきである。社会教育法の制約から外し、コミュニティセンター化すべきである。	社会教育法に基づく運営をしています。	別途検討	社会教育委員による会議での答申を踏まえ、市の方針・方向性等を決定します。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、社会教育法による使用制限が撤廃されることとなり、社会教育・生涯学習活動の拠点としての役割だけでなく、各地域の皆さんのための施設、地域の課題を解決する拠点としての役割等が期待されます。
	地域振興課	20	小・中学生のクラブチームについて、大会前の体育館利用について特別の使用基準等により協力ができないか。	体育室は、定期的に利用している団体が多くあり、利用率は比較的高い状況です。クラブチームのみの特別基準を設けることは、様々な団体との公平性からも困難です。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	他の団体との公平性に欠けることになるため、今後においても、クラブチームに特別基準を設けることは考えていません。
	地域振興課	21	利用申請の際に利用目的や団体の活動等について根拠り葉掘り聞かないで欲しい。	利用目的に制限があるため、初回利用時は活動を確認する必要があります。	別途検討	利用目的の制限については、社会教育委員による会議での答申を踏まえ、利用者の制限につき市の方針・方向性等を決定しますが、いずれにしても初回利用時においては、活動内容等を確認する必要があります。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、社会教育法による使用制限が撤廃されることとなりますが、営利を目的とした使用が否か等、使用申請に必要な内容は確認します。
	地域振興課	22	特別の事情や理由がある場合を除き、施設内での飲食を可能にできないか。	飲食自体が目的でない会議などにおいて、途中で昼食をはさむような場合については、場所を限定し飲食も可能となっています。	別途検討	社会教育委員による会議での答申を踏まえ、市の方針・方向性等を決定します。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、飲食を目的とした使用も可能となります(運用上、各地区センターで使用できる部屋等を決定します)。
	地域振興課	23	児童センターの役割を兼ねる等、多様な用途に活用できるとよいのではないか。	社会教育法に基づく運営をしています。	別途検討	社会教育委員による会議での答申を踏まえ、市の方針・方向性等を決定します。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、各地域の皆さんのための施設、地域の課題を解決する拠点としての役割等を担う施設として活用される中でさまざまな活用について検討していくことができます。

	地域振興課	24	講演会やワークショップ等の開催時に関連の書籍などの販売もできるとありがたい。	物品の販売については、お断りしています。	別途検討	社会教育委員による会議での答申を踏まえ、市の方針・方向性等を決定します。	H30年度以降	H30年度から公民館を地区センターに移行します。それに伴い、社会教育法による使用制限が撤廃されることとなり、営利目的での使用も可能となります。
文化創造センター	人づくり課	26	ロフト、映像シアターなど、小規模な部屋の貸出区分が、午前、午後、夜間というおおまかなくくりのため、短時間利用の場合は、過払い感がある。また、同一区分内で時間の重複しない者の利用機会を逸することにもつながる。	主劇場、小劇場、各ロフト、演劇練習室、映像シアターの利用料金区分は以下のとおりです。 午前：午前9時～正午 午後：午後1時～午後5時 午前と午後：午前9時～午後5時 午後と夜間：午後1時～午後10時30分 全日：午前9時～午後10時30分 夜間：午後6時～午後10時30分 各音楽練習室、ギャラリー、木工作業室、各ワークショップルーム、研修室、レセプションホール、各控室については現在も1時間ごとの貸し出しが可能となっています。また、各ロフトや映像シアターは施設の性質上及びこれまで1時間単位での利用の要望が少ないことから、劇場等と同様の区分となっています。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	当該施設は近々、大規模改修を予定しており、利用料金全般の見直しを行いますので、適正な利用料金区分についても併せて検討します。
グラウンド	スポーツ振興課	31	姫治グラウンドの貸出区分に、半面利用等を組み入れることはできないか。	姫治グラウンドの貸し出しは、一面貸であり、半面貸しは行っていません。	全面対応可	姫治グラウンドについては、半面での利用も可能となるよう変更していきたいと思います。ただし、利用者への周知、使用料の設定、施設予約システムの改修等が必要となりますので、実際の運用は、H31年度に予定されている施設予約システムの更新後となる見込みです。	H31年度以降	H31年度のシステム更新時に、利用種目によって、半面利用も可能とします。
B & G海洋センター(プール、体育館、トレーニング室、ウエイティング場)	スポーツ振興課	34	小・中学生のクラブチームについて、大会前の体育館利用について特別の使用基準等により協力ができないか。	「可児市体育施設の設置及び管理に関する条例」第6条第1項第2号で学校(部活動・行事)、同項第4号で社会教育関係団体(体育連盟、スポーツ少年団、PTA等)が体育施設を使用する場合は、優先使用や使用料の減免を適用しています。クラブチームは任意団体であり、その活動を優遇することは市民サークルなど一般利用者との間で公平性に欠けるため、適用していません。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	他の団体との公平性に欠けることになるため、今後においても、クラブチームに特別基準を設けることは考えていません。
学校開放施設	スポーツ振興課	37	小・中学生のクラブチームについて、大会前の体育館利用について特別の使用基準等により協力ができないか。	「可児市体育施設の設置及び管理に関する条例」第6条第1項第2号で学校(部活動・行事)、同項第4号で社会教育関係団体(体育連盟、スポーツ少年団、PTA等)が体育施設を使用する場合は、優先使用や使用料の減免を適用しています。クラブチームは任意団体であり、その活動を優遇することは市民サークルなど一般利用者との間で公平性に欠けるため、適用していません。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	他の団体との公平性に欠けることになるため、今後においても、クラブチームに特別基準を設けることは考えていません。
福祉センター	福祉課	38	冷暖房費が高いという話をよく聞く。公共施設は、基本的には会場費のみで、冷暖房費は取らなくてもよいのではないか。	施設の使用料、冷暖房設備の使用料は利用者の一部負担の考えで、福祉センター開所時(当時重油ボイラー)から設定しています。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	指定管理の更新(H32年度)に併せて料金体系を見直します。
勤労者総合福祉センター	産業振興課	40	小・中学生のクラブチームについて、大会前の体育館利用について特別の使用基準等により協力ができないか。	小中学生のクラブチームの使用自体が近年なく、特別な使用についての要望等もありません。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	他の団体との公平性を欠くことになるため、クラブチームに特別基準を設けることは考えていません。
	産業振興課	41	現金書留での申請受付ができるとうありがたい。	現金書留による申請は不可としています。	一部(条件付)対応可	受付順について窓口申請・納付を優先とするなど、一定の条件を付けてH29年4月から現金書留による申請・納付を可とします。	H29年度当初	H29年4月から現金書留による申請・納付を可としています。
公園	都市整備課	54	夏は開園時間を18時までに延長することはできないか。	市民公園(ふれあいパーク・緑の丘、可児やすらぎの森、蘭丸ふるりの森)の供用時間は、午前8時30分から午後5時までです。	一部(条件付)対応可	アンケートの結果により、可児やすらぎの森、蘭丸ふるりの森の開園時間は延長要望が少なかったため現状維持とします。ふれあいパーク・緑の丘につきましては、開園時間の延長は行いませんが、A駐車場の一部をH29年度の4月～9月に試験的に24時間開放し、防犯、安全上問題なければ通年開放を行います。	H29年度当初	H29年4月から、ふれあいパーク・緑の丘のA駐車場の一部を24時間開放しています。なお、防犯、安全上問題となる事例がなく、アンケートでも概ね好評なため、10月以降も引き続き開放しています。

その他 (全体的な制限等)	総合会館・大ホール	管財検査課	55	就業者等への配慮として、インターネット予約のできる施設を拡大できないか。	体育施設予約システムとして、スポーツ振興課所管の体育施設(一部を除く)の予約(口座登録している方のみ)及び空き状況の照会等が可能です。また、福祉センター、勤労者総合福祉センターについては、空き状況の照会のみ可能となっています。	一部(条件付)対応可	システムの導入に係る経費や利用者見込み等を踏まえた上で、施設毎に導入の可否を決定します。なお、システムの導入には一定の準備期間が必要になるとともに、現在のシステムがH31年度に更新予定のため、新たに導入する場合は、システムの更新時以降になるものと考えます。	H30年度以降	現在の利用状況においては特定団体の利用頻度が高いため、システム導入の必要性は低いと考えます。
	福祉センター	福祉課							システムの更新に併せて、経費や利用者見込み等を踏まえた上で、導入の可否を検討します。
	勤労者総合福祉センター	産業振興課							利用者や使用目的に制限が無く、対面による聞き取りが必要になるためインターネット予約は対応が困難と考えます。空き状況の照会についても、現システムでは対応困難ですが、今後導入の可否を検討します。
	公民館	地域振興課							貸部屋が少なく、主に指定管理者が実施する多文化事業において使用しているため、市民の利用は少ない状況です。今後も事業の実施を優先した使用を考えており、費用対効果の面からも予約システムの導入の必要性は低いと考えます。
	兼山いきいきプラザ	地域振興課							H31年度に体育施設予約システムを更新する予定です。
	文化創造センター	人づくり課							
	多文化共生センター	人づくり課							
	体育施設	スポーツ振興課							

2. 利用制限以外に関する意見と意見に対する今後の対応

施設名	所管部署名	意見番号	意見の内容	現状	今後の対応	左記今後の対応欄が「一部(条件付)対応可」、「対応困難」、「別途検討」の場合の理由等	対応開始予定時期	対応状況 実績、今後の展開等を記入
図書館(本館・分館)	図書館	6	赤ちゃんタイム(第2・4木曜日午前)を増やすなど、託児を充実してもらえるとありがたい。	現在は、月2日の実施です。	一部(条件付)対応可	ボランティアにより実施しており、現状のボランティア数では、月2日が限界ですが、ボランティアの募集は継続的に行っており、今後の増加によっては、増やすことは可能です。	未定	ボランティアの募集を継続して行っています。ボランティアの人数が増加すれば回数を増やすことが可能です。
荒川豊蔵資料館	郷土歴史館	11	冬季は寒くて来館者もほとんど無いと思われるため、開館時期を春から秋に限定し、平日も開館してはどうか。	現在の開館日は、金、土、日曜日及び祝日の午前10時から午後4時まで開館(11月から秋に限定し、平日も開館しては3時30分で閉館)。冬季でも1日あたり10～20人の来館者があります。	全面対応可	冬季も来客者が見込まれるため、開館時期は春から秋に限定しませんが、郷土歴史館と同一の開館日とし、平日も開館する予定にしています。	H29年度当初	H29年4月1日より、火曜日から日曜日、祝日を閉館日としています。
	郷土歴史館	12	施設や豊蔵の居宅と一体的に散策路やオープンギャラリーなどの整備をしたり、若手陶芸家の窯めぐりなどもできるとよいのではないかと。	居宅周辺の一般公開に向け、現在整備を行っています。	全面対応可	居宅周辺については、H29年度から一般公開を行います。 ギャラリーや窯めぐりなどについては、必要に応じ、関係部署に協力していきます。	H29年度当初	H29年4月より居宅周辺を含めた敷地内の一般公開を開始しました。また、11月～12月に観光交流課と協力して、「随縁に集う」(東明小学校生徒作品展、陶芸家の窯場見学等)のイベントを実施しました。
公民館	地域振興課	18	料理講座を単発ではなく、複数回で開催すれば、サークル活動等への発展も見込まれ、調理室の稼働率が向上するのではないかと。	料理教室については、食材を用意その日のうちに調理する過程や、より多くの人に参加していただく観点から単発開催とする場合が多くなっています。	一部(条件付)対応可	各公民館講座等の生涯学習は、個人の趣味や教養の充実を目指しながら、学習で得た知識や技術、社会生活で培った経験などを、子育て、福祉、まちづくり、防犯など地域社会に役立てることで社会生活の充実を図る、「地域づくり型生涯学習」に積極的に取り組んでいくことが必要です。料理教室の複数回化については、地域課題への対応や地域ニーズ等も勘案しながら必要に応じて開催を検討します。	H29年度当初	料理教室の複数回化については、地域課題への対応や地域ニーズ等も勘案しながら必要に応じて開催を検討していきます。
	地域振興課	20	稼働率の低い部屋は、乳幼児用にカーペット敷きにするなど、リメイクしてはどうか。	特定の利用目的のある部屋は、稼働率が低い傾向にあります。	一部(条件付)対応可	稼働率の低い部屋については、必要性を見極めたうえで、それぞれの地域課題に合わせて利用頻度が高い部屋へリメイクするなど、弾力的な運用が出来るよう検討します。ただし、多額の施設改修費用が必要となるため、今後必要となる施設の大規模改修時に併せて行うなど、効率的な整備を検討していきます。	未定	稼働率の低い部屋のリメイクについては、それぞれの地域課題を踏まえながら、今後必要となる施設の大規模改修時に併せて行う等、効率的な整備を検討していきます。
	地域振興課	24	親が小さい子どもと一緒にトイレに入る場合に、子どもを座らせておくシートがあるとありがたい。	一部設置スペースが確保できるトイレに設置されている施設もあります。	一部(条件付)対応可	設置スペースのあるトイレで未設置の施設については、より多くの場所に設置できるよう検討します。	H30年度以降	設置スペースのあるトイレで未設置の施設については、より多くの場所に設置できるよう検討します。
KYBスタジアム	スポーツ振興課	29	障がい者が使用する場合には、障がい者に限らず、スタジアム使用料には減免を適用して欲しい。	障がい者に限らず、スタジアム使用料には減免規定がありません。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	スタジアムについては、障がい者に限らず減免を適用する予定はありません。
福祉センター	福祉課	37	調理室利用の際にガス代(20～30円)を徴収されるが、わずかな金額なので利用料に含めることはできないかと。	冷暖房設備の使用料と同様に、利用者の一部負担の考えで福祉センター開所時から設定しています。	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	指定管理の更新(H32年度)に併せて料金体系を見直します。
公園	都市整備課	51	屋根付きのベンチや木陰等がもう少しあるとよい。(緑の丘)	屋根付きの施設は東屋2基、シェルター2基あり、屋根なしベンチは30基程度あります。	一部(条件付)対応可	公園利用者アンケートでも、ベンチ、周回休憩所の要望が高かったため、老朽化したベンチの更新と増設をH29年度に行います。屋根付きの休憩施設については、既存の木製東屋の老朽化が進んでいるため、そちらの更新を優先します。	H29年度途中	H29年度、周回園路の中でも休憩施設の少ないイベント広場に2基、エントランス広場に2基、合計4基のベンチを増設しました。
	都市整備課	52	幼稚園等の団体利用がある場合は、駐車場付近に立て看板を設置するなど、他の利用者にわかりやすくしたい。(緑の丘)	現在は管理棟の入口に公園利用予定表(2か月分)を貼り、利用者に周知しています。	全面対応可	利用者の多いA駐車場に公園利用予定表の掲示施設をH29年度に設置します。 なお、市ホームページに公園利用状況(3か月分)を掲載するようにしました。	H29年度途中	H29年度、利用者の多いA駐車場と管理事務所付近に公園利用予定表の掲示施設を設置しました。また、市ホームページに公園利用状況(3か月分)を掲載しています。
	都市整備課	53	小学生の遊具付近での鬼ごっこやボール遊びは危険である。(緑の丘)	芝生広場内に複合、スプリング遊具があり、芝生広場と遊具エリアとの仕切りはありません。	一部(条件付)対応可	遊具利用者と芝生広場で遊ぶ子ども及びグランドゴルフ、ゲートボール利用者との交錯を防止安全領域を確保するため、安全柵の設置を費用面と公園の全体改修計画の中で今後も検討していきます。	未定	遊具利用者と芝生広場で遊ぶ子ども及びグランドゴルフ、ゲートボール利用者との交錯を防止安全領域を確保するため、安全柵の設置を費用面と公園の全体改修計画の中で今後も検討していきます。

	都市整備課	55	小さい子ども用の遊具を増やして欲しい。(やすらぎの森)	幼児が安全に遊べる遊具は、複合遊具の滑り台、アニマルスツール3基があります。	一部(条件付)対応可	遊具の更新時期に合わせて設置を検討します。	未定	遊具の更新時期に併せて設置を検討します。
	都市整備課	57	2歳～3歳向けの遊具があるとよい。	幼児向けの遊具が設置されている公園は、鳴子近隣公園、ふれあいパーク緑の丘などがありますが、全体的には少ない状況です。	一部(条件付)対応可	遊具を設置する公園の選定、遊具の更新時期及び費用面をあわせて検討していきます。	未定	遊具を設置する公園の選定、遊具の更新時期及び費用面を併せて検討していきます。
その他 (全体的な制限等)	総合政策課	61	公共施設だけでなく、病院など公共的な施設も含め、エリア内で足りないところを補ったり、統廃合を進めていってはどうか。	市の公共施設については、ファシリティマネジメントにより、今後の施設のあり方を検討中です。	一部(条件付)対応可	「現状」に記載のとおり、市の公共施設については統廃合等も含めた検討を進めています。ただし、公共的な施設の統廃合までの対応は困難です。	未定	公共施設については、H28年度末に策定した可児市公共施設等マネジメント基本計画に基づき実施を検討していきます。
		62	施設の備品使用料は、市の公共施設である程度統一することはできないか。	備品の使用料を徴収する施設ごとの例規に基づき設定されています。 備品の使用料の規定がある施設 福祉センター、勤労者総合福祉センター、文化創造センター	一部(条件付)対応可	H29年度に市公共施設の使用料・減免等に関する検討を行いますので、その結果に基づき対応します。	H30年度以降	・福祉センター：指定管理の更新(H32年度)に併せて見直します。 ・勤労者総合福祉センター：備品の状態や使用状況を踏まえて見直します。 ・文化創造センター：文化・芸術活動に必要な専門的な備品が多く、ほかの施設の備品と使用料設定が異なる場合がありますが、同等の備品については整合を図っていきます。